

国立大学法人法の一部を改正する法律 新旧対照表

目次

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十二号）

目次

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

		改 正 案		現 行	
		目次		目次	
		第一章	第一節 総則	第一章	第一節 総則
3 2 第七条 (略)	(資本金)	附則	第一章 第二節 国立大学法人評価委員会 (第九条)	第二章 第一節 国立大学法人評価委員会 (第九条)	第二章 第一節 国立大学法人評価委員会 (第九条)
政府は、必要があると認めるときは、前項の規定に		第六章 第五章 指定国立大学法人 (第三十四条の四—第三十 四条の八)	第二款 経営協議会等 (第二十七条・第二十八条)	第二款 経営協議会等 (第二十七条・第二十八条)	第二款 経営協議会等 (第二十七条・第二十八条)
3 2 第七条 (略)	(資本金)	第七章 第六章 雜則 (第三十四条の九—第三十七条) 罰則 (第三十八条—第四十一条)	第三款 業務等 (第二十九条)	第三款 業務等 (第二十九条)	第三款 業務等 (第二十九条)
政府は、必要があると認めるときは、前項の規定に		第五章 第六章 中期目標等 (第三十条—第三十 一条の四)	第四章 財務及び会計 (第三十二条—第三十四 条の三)	第四章 財務及び会計 (第三十二条—第三十四 条)	第四章 財務及び会計 (第三十二条—第三十四 条)
3 2 第七条 (略)	(資本金)	附則	第五章 第六章 雜則 (第三十四条の二—第三十七 条) 罰則 (第三十八条—第四十一条)	(新設)	

第九条	文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
2	評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること
3	文部科学大臣は、大学の運営に関する高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を評価委員会の委員に任命することができる。
4	前項の場合において、外国人である評価委員会の委員は、評価委員会の会務を総理し、評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。
5	前三項に定めるもののはか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第九条	文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
2	評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること
3	前項に定めるもののはか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

めに現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

(余裕金の運用の認定)

第三十四条の三　国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、文部科学大臣の認定を受けることができる。
一　次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法を定めているものであること。

二　次項に規定する運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること。

2 |
前項の認定を受けた国立大学法人等は、準用通則法第四十七条の規定にかかわらず、次の方針により、業務上の余裕金（当該国立大学法人等が受けた寄附金を原資とする部分であることその他の文部科学省令で定める要件に該当するものに限る。）の運用を行うことができる。
一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買
二　預金又は貯金（文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。）
三　信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託。ただし、運用方法を特定するものにつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。
イ　前二号に掲げる方法

口| 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）との投

(新設)

(新設)

<p>（余裕金の運用の認定の特例等）</p> <p>（役職員の報酬、給与等の特例等）</p> <p>（新設）</p>	<p>（中期目標に関する特例）</p> <p>（新設）</p>	<p>（中期目標に関する特例）</p> <p>（新設）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

			<p>「と、準用通則法第五十条の十第三項中「並びに職員」とあるのは、「職員」と、「雇用形態」とあるのは「雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性」とする。</p>
		第六章 雜則	<p>（違法行為等の是正）</p> <p>第三十四条の九 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。（略）</p>
		第六章 雜則	<p>（違法行為等の是正）</p> <p>第三十四条の二 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。（略）</p>

			<p>（財務大臣との協議）</p> <p>第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。</p>
一	（略）		<p>（財務大臣との協議）</p> <p>第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。</p>
二	（略）		<p>（財務大臣との協議）</p> <p>第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。</p>

			五 三 四 (略)
		第三十四条の三第二項第二号又は準用通則法第四十七条规定による指定をしようとするとき。	
		第七章 罰則	
2	第四十条 次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。 一 （四）（略）	第四十条 次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。 一 （四）（略）	
（略）	第五条 第二十二条第一項に規定する業務（指定国立大学法人にあつては、同項及び第三十四条の五第一項に規定する業務）以外の業務を行つたとき。 六 （八）（略）	第五条 第二十二条第一項に規定する業務（指定国立大学法人にあつては、同項及び第三十四条の五第一項に規定する業務）以外の業務を行つたとき。 六 （八）（略）	
	九 （三十四条の三第二項又は準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。） 十 （第三十四条の九第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。） 十一 （略） 十二 （略）	九 （三十四条の三第二項又は準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。） 十 （第三十四条の九第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。） 十一 （略） 十二 （略）	

○ 法第三十四条の八第一項の規定による準用通則法第五十条の二第三項及び第五十条の十第三項の規定の読み替え

読替後

読替前

第五十条の二 (略)
(役員の報酬等)

3 2 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに役員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他事情を考慮して定められなければならない。

第五十条の二 (略)
(役員の報酬等)

3 2 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

第五十条の十 (略)
(職員の給与等)

3 2 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績、職員の職務の特性及び雇用形態並びに専ら教育研究に従事する職員のうち世界最高水準の高度の専門的な知識及び経験を活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事するものについて国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性その他事情を考慮して定められなければならない。

第五十条の十 (略)
(職員の給与等)

3 2 前項の給与等の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該国立大学法人等の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。